

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

<p>改正内容</p>	<p>〔平成 30 年度及び平成 31 年度所得割率〕 所得割率は、8.25%とする。 【平成 28, 29 年度 9.28% (1.03%減)】</p> <p>〔平成 30 年度及び平成 31 年度被保険者均等割額〕 被保険者均等割額は、43,440 円とする。 【平成 28, 29 年度 45,840 円 (2,400 円減)】</p> <p>〔保険料の賦課限度額〕 保険料の賦課限度額を「57 万円」から「62 万円」とする。 【高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 18 条の改正に伴うもの】</p> <p>〔低所得者に係る保険料の減額〕（法令上の軽減）</p> <p>① 5 割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を「33 万円+27 万円×被保険者数」 から「33 万円+27.5 万円×被保険者数」とする。</p> <p>② 2 割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を「33 万円+49 万円×被保険者数」 から「33 万円+50 万円×被保険者数」とする。 【高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 18 条の改正に伴うもの】</p> <p>〔国保住所地特例者の資格取得に伴う住所地特例適用の引継ぎ〕 国民健康保険の住所地特例適用の者が、後期高齢者医療保険の被保険者となる場合、平成 30 年度から住所地特例の適用を引継ぐこととされた。これに伴い、市町村は当該適用を受ける者から保険料を徴収し広域連合へ納付することとする。 【高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の改正に伴うもの】</p>
<p>施行期日</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>